

事務連絡

令和7年7月23日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中核市 衛生主管部（局）

（行旅死亡人行政担当・生活保護行政担当・墓地埋葬行政担当）

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
金融庁監督局総務課長
農林水産省経営局金融調整課長

身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等に係る費用に充当するための預貯金の
払戻依頼に係る「様式案」について（周知）

身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の
取扱いについては、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの
手引」（厚生労働省・法務省 令和5年7月改訂版。以下「手引」という。）にお
いてお示ししているところです。

今般、厚生労働省及び法務省において、別添1のとおり手引を改訂し、身寄
りのない方が亡くなられた際の火葬等に係る費用に充当するための預貯金の払
戻に際して、金融機関宛て依頼するための「様式案」を盛り込んでおります（別
添2参照）。当該「様式案」は、各金融機関の共通のニーズも踏まえて策定した
ものであるため、執務の参考として活用を検討いただくとともに、管内市区町村
に対する周知方よろしくお取り計らい願います。なお、各地方公共団体や各金融
機関のニーズにあわせて当該「様式案」と異なるものを使用いただくことを妨
げるものではありません。また、本件は「令和6年地方分権改革に関する提案募
集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応になります。

併せて、各金融機関に対してもこの結果を送付し、引き続き、地方公共団
体における身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金引出しに係る事務に
関する協力を依頼していることを申し添えます。

（別添1）「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（改

訂版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001518889.pdf>

(別添2) 払戻の「様式案」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001520455.pdf>

(参考) 身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引(令和5年版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001520457.pdf>